平成２４年（フ）第１９２号
茨城県稲敷市高田1616番地
債務者　小泉　豊吉
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
茨城県龍ケ崎市2938番地
債務者　渡邉加代子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
茨城県龍ケ崎市久保台２丁目12番地10
債務者　稲見　由紀
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
茨城県取手市井野台３丁目26番20号
債務者　金子繁次郎
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第７６１号
埼玉県比企郡川島町大字中山2186番地１
債務者　山下　和博
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６７号
埼玉県狭山市大字水野1295番地の８
債務者　吉田　雅一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７９６号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目10番16号
コーポラス神垣202
債務者　永井英玉こと　高　　英玉
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７５号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目51番地サンライフエーコー106号
債務者　岩本沙姫こと　李　　沙姫
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３４号
兵庫県尼崎市潮江３丁目８番17号、前住所埼玉県上尾市弁財１丁目９番14号山崎ハイツ201
債務者　武田ひとみ
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３７号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓241番地１　エアーポートハイツ405号室
債務者　宮﨑　代子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７７号
宮崎県延岡市柚の木田町4503番地８
債務者　奥　圭一郎
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５０７号
沖縄県那覇市字大道151番地２　新地マンション602
債務者　西野　智江
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２６５号
秋田市手形山西町３番17号
債務者　熊谷　美香
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６７号
秋田市楢山愛宕下６―12、住民票上の住所秋田市御野場２丁目12番15号
債務者　小野　昌司
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８８号
埼玉県川越市新宿町５丁目13番地27　新宿団地５―401号室
債務者　三上　容子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０４号
長野県諏訪市南町９番地４
債務者　菊池　美保
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１１５０号
大阪府羽曳野市誉田３丁目14番20号
債務者　楠尾　克也
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係